

公立大学法人福知山公立大学の利益処分に関する基本的な考え方

平成 29 年 5 月 11 日

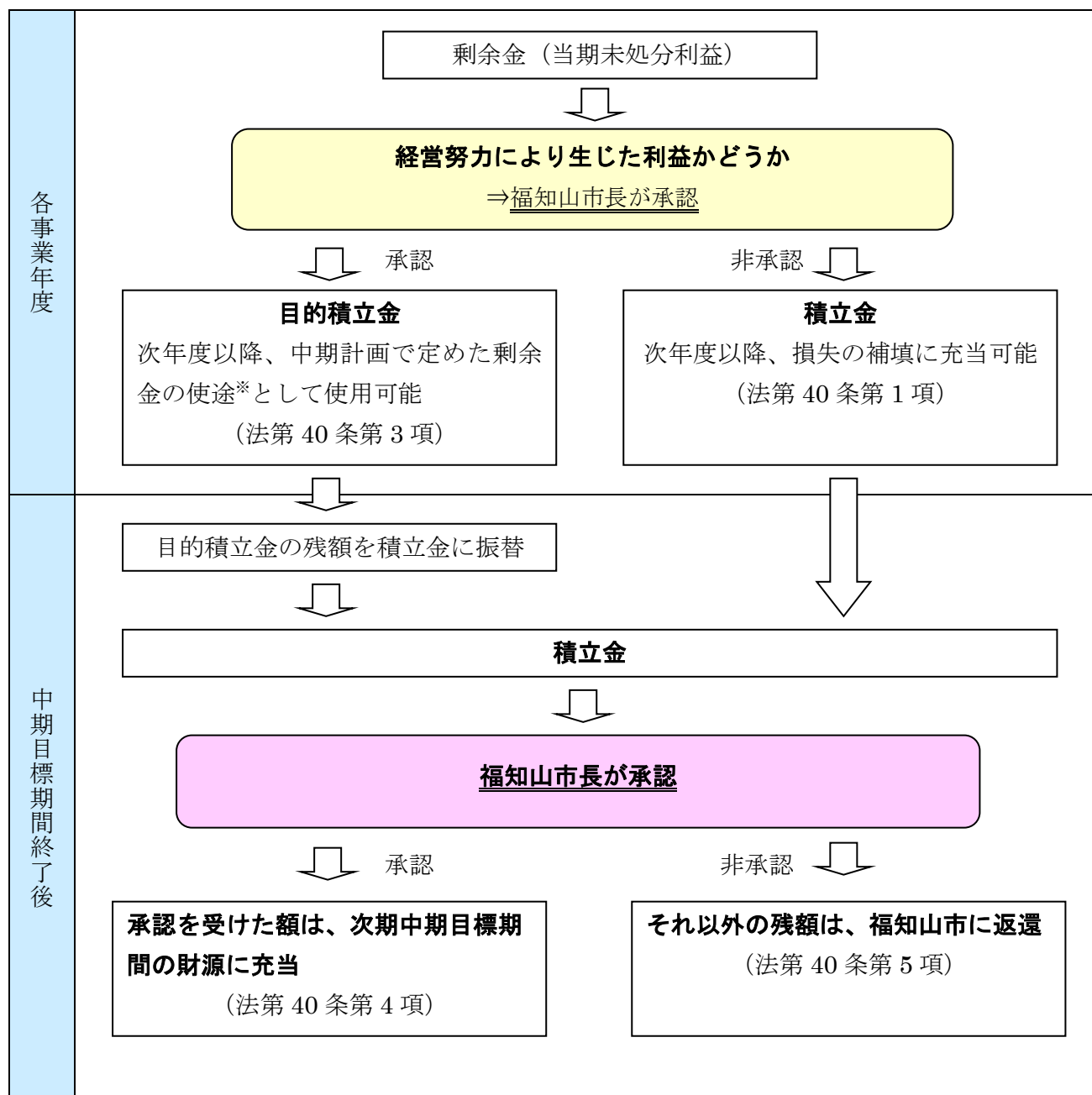
平成 30 年 5 月 7 日

改正 令和 6 年 12 月 4 日

公立大学法人福知山公立大学評価委員会

1 概要

公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第40条の規定に基づき、各事業年度及び中期目標期間終了後の剰余金を以下のとおり処分することとする。



※法人中期計画で定めた剰余金（目的積立金）の用途

⇒教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善

各事業年度終了後

- ・法人は、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。《法第40条第1項》
- ・ただし、福知山市長の承認を受けた場合は、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に繰り越すことができる。《法第40条第3項》

中期目標期間終了後

- ・法人は、中期目標の期間の最後の事業年度の整理を行った後、積立金があるときは、福知山市長の承認を受けた金額を、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。《法第40条第4項》
- ・法人は、積立金から福知山市長の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を福知山市に納付しなければならない。《法第40条第5項》

2 利益の繰越を承認する基準について

法第40条第1項の規定に基づく、繰越承認の基準を定めるにあたっては、次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（総務省告示）（以下「会計基準」という。）に基づくものであること。
- (2) 法人の経営努力を促す仕組みであること。
- (3) 運営費交付金が公的資金であることを踏まえ、わかりやすく透明な仕組みであること。

3 繰越承認の対象となる利益

福知山市長の繰越承認の対象となる利益は、法第40条第3項及び会計基準第75に基づき、次のいずれの要件にも合致する場合とする。

- (1) 当該事業年度における**経営努力**により生じたもの。
- (2) 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた**剰余金の使途**に充てようとするもの。

4 経営努力の認定基準

経営努力の認定は、会計基準第75に基づき、次の要件に該当する場合とし、法人は経営努力によることの説明責任を果たさなければならない。

- ◆運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（以下「自己収入」という。）から生じた利益
- ◆運営費交付金に基づく収益において、中期計画及び年度計画の記載内容に照らし、法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益（教職員人件費、管理的経費の抑制等）
- ◆その他、法人において経営努力によることを立証した利益

(1) 自己収入から生じた利益

自己収入による利益は、経営努力によるものとして認定する。

- ① 学生納付金等が当初予定額を上回った結果生じた利益
- ② 運営費交付金対象外の事業を行った結果生じた利益（受託・共同研究収入等）
- ③ その他自己収入から生じた利益と判断できるもの

なお、自己収入の内訳は次のとおりとする。

1	授業料（実践教育実習費を含む）
2	入学検定料
3	入学料
4	大学入試センター試験実施経費
5	補助金間接経費及び事務費振替分
6	受託研究、受託事業の間接経費及び事務費振替分
7	寄附金収入
8	コピー機使用料、各種手数料
9	特許収入
10	その他、その収入の大部分が法人の利益となるもの

(2) 運営費交付金から生じた利益

運営費交付金は、法人の経営効率化を前提としていることから、中期計画及び年度計画の記載内容に照らし、法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果、同交付金の算定を超えて利益が生じたと認められる場合は、経営努力によるものとして認定する。

ただし、次の場合は、本来行うべき業務を行っていないため生じた利益とみなし、相当額を積立金として整理のうえ、原則として中期目標期間終了時に福知山市に返還することとする。

◆ 学生収容定員の充足率が90%を下回った場合

未充足学生の教育経費相当額（基準となる充足率を下回る学生数に係る教育経費）を積立金として翌事業年度に繰り越し、原則として中期目標期間終了時に福知山市に返還。（国立大学法人に準じて90%とする）

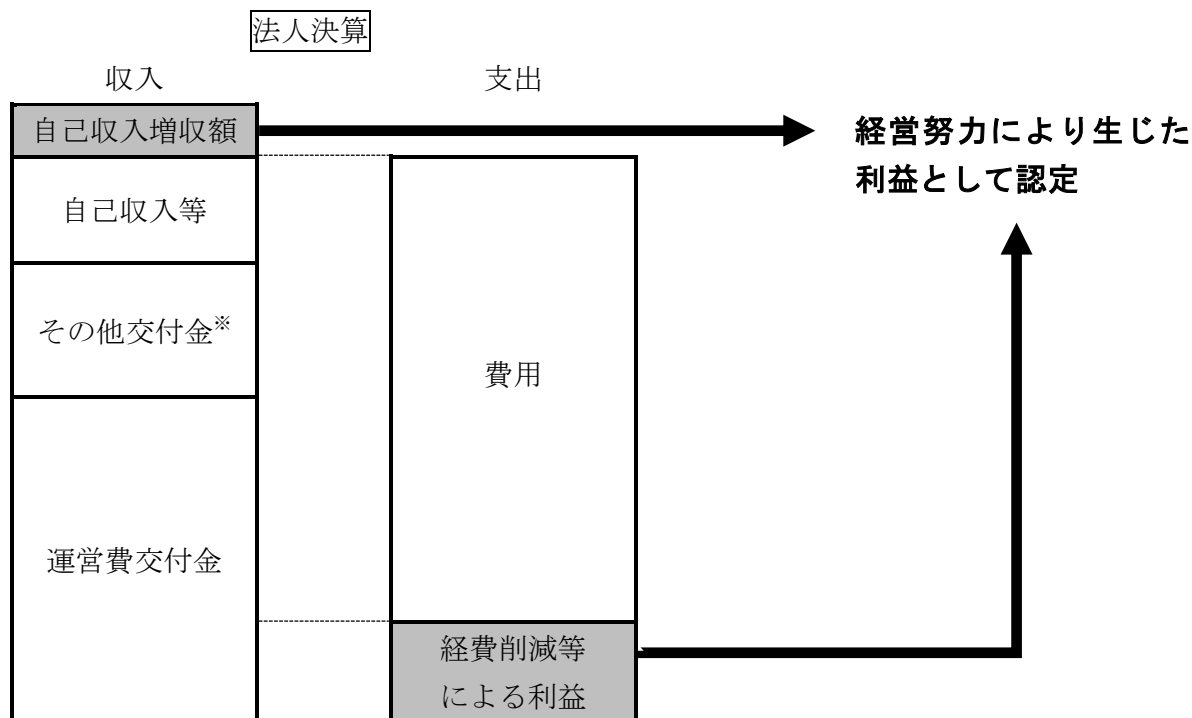
※平成28年度以降の入学者を対象とする。

◆ 評価委員会の年度評価において、全体として行うべき業務を行っていないと評価される場合

剰余金の全額を積立金として翌事業年度に繰り越し、原則として中期目標期間終了時に福知山市に返還。

全体として行うべき業務を行っていないと評価される基準

評価委員会における業務実績評価書の全体評価の結果が「C」に該当する場合。



※使途を特定して交付するその他交付金（福知山公立大学「学びの拠点」推進事業交付金）から生じた剰余金は、経営努力によるものとして認めず、原則として当該事業年度終了時に福知山市に返還することとする。

（３） 利益処分の承認の考え方

- ① 経営努力認定制度は、法人のインセンティブを確保するための重要な仕組みであるため、経費削減部分が直ちに運営費交付金の削減対象となることは、制度上想定されておらず、経営努力の認定基準は、経営改善や増収など法人の経営努力を促すものでなければならない。
- ② 公立大学法人である以上、経営努力の認定は厳格に行う必要があるが、一方で基準が厳格すぎると、過度の業務効率化を課すことにもなり、大学の教育研究活動に影響が及ぶおそれがある。
- ③ 公立大学法人の運営は、事業を予定どおり行えば収支が均衡するものであることから、事業を行った結果、剰余金が発生した場合は、法人の経営努力によるものとするのが推定される。なお、事業を予定どおり実施したかどうかについては、国立大学法人並びに多くの先行法人と同様に、客観的な指標である学生収容定員の充足率等により確認するとともに、評価委員会の年度評価を受けて判断することとする。

（４） 経営努力による剰余金と認めないもの

- ① 事業を実施しなかったことにより、年度計画が実施できなかった場合の当該事業に係る執行残は経営努力と認定しない。ただしやむを得ない理由により実施できなかったと市が判断した場合はこの限りではない。
- ② 役員及び教職員の欠員など計画した人員が雇用できなかった場合の執行残は経営努力と認定しない。ただしやむを得ない理由により雇用できなかったと市が判断した場合はこの限りではない。

《参考》

地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

6 前2項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

公立大学法人福知山公立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続)

第14条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に関する承認の手続)

第15条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の次の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第16条 法人は、法第40条第5項の残余があるときは、同項の規定により納付しなければならない

額（以下「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、市長が別に定める日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）

第17条 納付金は、市長が別に定める日までに納付しなければならない。

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（抜粋）

第75 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあつては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあつては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - （1）運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であつて、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
 - （2）費用が減少したことによって生じた利益であつて、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
 - （3）その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること